

令和7年度農林水産省EBPM取組方針

令和7年4月25日
農 林 水 産 省

EBPM (Evidence-Based Policy Making) とは、達成すべき政策目標を明らかにした上で、合理的根拠に基づいて政策を立案することであり、食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）のほか、経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）等においても、これを推進する旨が明記されている。

EBPMにおいては、政策効果の発現経路（以下「ロジック」という。）の整理・明確化が極めて重要である。ロジックに矛盾や飛躍がある政策は、政策目的を実現するための効果的かつ効率的な政策手段の選択が難しくなるのみならず、適切なエビデンスの収集・分析も難しくなる。

このことを念頭に、政策課題とその現状を前提として、政策手段から政策目的までの経路を「見える化」すること、つまり「政策の基本的な枠組み」の明確化を図ることがEBPMの実践的取組の第一歩である。

その際、政策効果を測定するために必要なデータの取得方法等、政策効果を適切に評価できる仕組みをあらかじめ検討しておくことがその後の政策の改善を図る上で重要である。

以上を踏まえつつ、農林水産省の政策の立案能力や説明能力を高めていくため、農林水産省におけるEBPMの取組を一層推進することとする。

1. 行政事業レビューにおけるEBPMの取組

（1）行政事業レビューシートでのロジックの整理・明確化

各部局庁は、行政事業レビューシートにおいて、事業の現状把握・課題設定を適切に行うとともに、アクティビティからアウトカム（短期・中期・長期）に至るまでのロジックについて、矛盾や飛躍がないよう、引き続き整理・明確化を図る。

ロジックの整理・明確化は、政策課題とその現状に対し、事業に込めた担当者の意図を端的に表現することであり、政策の立案や改善、対外的なコミュニケーションに資することはもとより、モニタリング・効果検証に向けた適切な成果指標の設定にもつながるものである。特に、新規要求事業や事業見直しの検討過程においては、行政事業レビューシートに加え、ロジックを図示した「ロジックモデル」も積極的に活用し、考え得る複数のアクティビティを見比べながら、時系列に沿って段階的に複数のアウトカムを書き出す等、アイデアベースの政策議論を通じて事業の立案や改善を図ることが重要である。

このため、大臣官房広報評価課（以下単に「広報評価課」という。）は、事業の改善に資するロジックの整理・明確化や3.（4）で後述するデータの収集・集約・集計に関する各部局庁の取組に対する支援を行う。

（2）予算編成過程への活用

大臣官房予算課及び各部局庁は、予算編成過程において、（1）で作成した行政事業レビューシートを積極的に活用する。

(3) 優良事業改善事例の創出

各部局庁は、EBPMの推進に向けて、優良事業改善事例の創出に取り組む。農林水産省行政事業レビュー推進チームは、各部局庁の推薦を基に、優良事業改善事例の選定・表彰を行う。

2. EBPMに関する知見の蓄積・共有

(1) 農林水産省EBPMアドバイザリー会議の開催

広報評価課は、適切なアウトカムの設定やデータ分析の手法等、EBPMの推進に係る課題に関する検討や解決を目的として、必要に応じ、農林水産省EBPMアドバイザリー会議を開催する。関係部局庁や広報評価課は、EBPMの推進に向けて、会議での議論をそれぞれの取組に反映させる。

(2) 効果分析に関する知見の蓄積・共有

広報評価課は、農林水産省の事業の効果分析の効率的な実施に向け、分析手法の事前設計、分析の実施等に必要な知見の蓄積・共有を行う。

各部局庁は、広報評価課の有する知見や各事業の多様性を踏まえつつ、事業の効果を測定するために必要なデータの取得方法や分析手法についてあらかじめ検討する等、効果分析を見据えた事業設計を行う。特に、新規要求事業については、3.(4)も踏まえ、事業設計と同時に事業の効果を適切に評価できる仕組みをあらかじめ準備する等、十分な検討を行う。

その上で、広報評価課及び各部局庁は、調査委託費等も活用し、統計的な手法等を用いた効果分析を実施する。

統計部、大臣官房デジタル戦略グループ（以下単に「デジタル戦略グループ」という。）及び農林水産政策研究所は、効果分析の事前設計や実施に当たり、適切な統計データ及びデジタルツールの利活用、効果分析の手法等について、必要に応じて助言を行う。

3. データの整備・改善

(1) 各部局庁は、EBPMの推進に必要なデータの整備に向け、紙媒体から電子データへの移行等を進める。

(2) デジタル戦略グループは、各部局庁の行政手続のオンライン化に関する取組（データ分析に容易に活用できる形式での申請項目入力画面の作成や、RPA、マクロ機能、AI-OCR等を通じたデータ処理が可能となるよう法定様式（添付ファイル）の見直し等）を技術面から支援指導するとともに、オンライン申請で蓄積される各種データについて、政策担当者等が自ら効果検証等の分析に活用できるようデータベース化を推進する。また、これらの取組に関し、各部局庁からの相談を受け付ける体制を整備する。

(3) 統計部は、各部局庁が行う行政事業レビューにおけるEBPMの取組において、統計データの活用可能性について助言を行う。また、農林水産統計その他の統計のデータや意識・意向調査（アンケート調査）を組み合わせつつ、省内の政策課題の検討に資する統計等データの作成・分析・提供を行うことで、データに基づく政策立案の支援を行う。また、分析ツールを活用しやすいデータ形式に標準化するなど、統計データ活用の環境

整備を推進する。

さらに、「統計データの利活用サポート窓口」を通じ、各部局庁に対し、統計データの所在案内、統計データの組替集計の受付・提供、統計調査の調査票情報の提供、統計調査の設計支援等を行う。

- (4) 各部局庁は、事業効果の把握・分析を強化するために必要となるデータをあらかじめ特定した上で、効率的にデータの収集・集約・集計が可能となるよう、事業の実施要領等における関係規定の整備や、事業実施主体等に対する報告様式の記載内容等について検討する。

4. 人材育成、知見の蓄積・活用

(1) EBPMに関する研修

広報評価課は、大臣官房秘書課等の協力の下、政策立案の中心的な実務を担う課長補佐クラスの職員はもとより、係長クラスの職員や新規採用者等を含む職員各層に対し、EBPMに関する意識啓発や基本的・実践的知識の向上に資するよう、EBPMに関する研修を実施する。

(2) EBPMに資するその他の研修

デジタル戦略グループ及び統計部は、データ分析をするための知識・スキルの習得やデジタルツールの利活用を進めるため、ツール活用の技術習得のための研修や、データサイエンティスト研修を実施する。また、総務省主催の統計データに関する研修等の周知等、職員のデータリテラシーを向上させる研修の受講を促すとともに、関係部局庁と協力しつつ、実践的な人材活用の支援を実施する。

5. 統計等データの提供要請等に対する対応

- (1) 広報評価課は、「データに関する総合窓口」に寄せられた要請のうち、統計的な利活用を目的とする要請について、データ保管・管理部局に回答の作成を依頼する。
- (2) 統計部は、統計法に基づく調査票情報の提供要請、オーダーメイド集計の要請に適切に対応するとともに、対応状況について、広報評価課に情報提供する。

6. 研究機関等との連携

- (1) 広報評価課及び各部局庁は、EBPMの取組の推進に当たり、必要に応じ、農林水産政策研究所等の研究機関及び内閣官房行政改革推進本部事務局のEBPM補佐官と連携する。
- (2) 農林水産政策研究所は、各部局庁のEBPMの取組に対し、エビデンスの収集や効果分析の実施方法等について、技術的な観点から助言を行う。また、各部局庁が自主的に行うことのできない専門的な知見を要する効果分析について、分析の実施可能性や分析方針等の検討を行い、可能なものについては自らが分析を行う。さらに、効果検証に必要な高度な分析手法を農業分野に応用した研究事例について、調査・整理を行う。